

# 高槻市耐震診断・改修事業者情報提供制度

## ！！制度を利用する上での注意点！！

- この制度は、大阪府知事および国土交通大臣指定講習「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」の受講修了者の所属する事業者の情報を掲載するものであり、事業者と締結される契約内容等を保証するものではありません。
- 事業者を選ぶのは、建物の所有者（管理者）であるみなさんご自身であることを十分にご理解していただき、ご自身の責任に基づきご利用ください。
- この制度で公表している情報に関して事業者や第三者が損害を被った場合において、その損害を補償することはできません。
- 別紙、事業者リスト内の項目「工事費概算提案可（無料）」については、耐震改修工事費の概算見積提案(無料)の可能な事業者による情報提供であり、耐震診断の補助制度を利用された建物の所有者（管理者）が、改修工事へ進む検討をするために、検討の機会を事業者が提供するものです。提案については耐震診断の実施前に事業者へ相談されることをお勧めします。また耐震診断後、諸事情により再検討が必要な方については、他の事業者（診断士）による耐震診断書に基づく概算見積提案が可能である場合があるため、直接事業者に相談されることをお勧めします。
- 掲載内容は、掲載する事業者の自己申告に基づいています。

# ！！工事契約時の注意点！！

この制度は、大阪府知事および国土交通大臣指定講習「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」の受講修了者が所属する事業者の情報を掲載するものであり、契約は一般の工事契約・リフォーム契約等と同様に、当事者間で結ぶことになります。契約する際は、以下の点に注意し、ご自身の責任をもって契約を結びましょう。

## ① 見積り

契約を結ぶ前に、見積明細書等の作成を依頼しましょう。

- 工事の内容、範囲等をまずは打ち合わせしましょう。
- 見積明細書等の作成を依頼しましょう。
- 見積り内容に、わからないことがあれば確認しましょう。

## ② 契約

必ず、書面による契約書を取り交わしましょう。

- 書面による契約書に記名・押印をする前に、工事の内容、範囲等を再度確認し、納得した上で契約しましょう。その際には、契約金額・支払方法等も確認しましょう。
- 契約が成立すると、簡単には撤回できません。慎重に！

## ③ 工事中

工事の内容・進捗状況を自分で確認しましょう。

- 工事の手順・内容等にわからないことがあれば、その場で聞きましょう。

## ④ 完了後

工事が完了すれば、その確認をしましょう。

- 契約どおりに完成していれば、代金を支払いましょう。
- 契約どおりに完成していなければ、納得のいくまで説明を受けましょう。

※ 契約締結後の工事内容の変更、工事金額の変更があった場合は、必ず書面による契約変更の手続きを行きましょう。